

IV 各年度における障害福祉サービスの必要量見込みと確保方策

ここでは、各項目毎に各年度における障害福祉サービスの必要量の見込み（月間サービス提供量）と、その確保のための方策に関する計画等を定めます。なお、必要量の見込みは、本区における障害者の推移（手帳交付者割合）、前年度の実績等を勘案し算定をしています。

1 訪問系サービス

（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

【サービス内容】

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動時及び外出先で視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【必要量見込み】

訪問系サービスの実績時間はほぼ平準化しているものの、精神障害者を中心に利用者数が増加しています。また、平成 23 年 10 月から視覚障害者に対する同行援護が訪問系サービスに加わりました。現行の訪問系サービス利用者数を参考として、同行援護としての利用の移行分と居宅介護の実績の前年比 15%増が続くものと推計して必要量を見込みます。

【実績】

時 期	実績人数	実績時間	1人当たりの時間
平成 22 年 3 月	212 人	3975.5 時間	18.8 時間
平成 23 年 3 月	224 人	4364.5 時間	19.5 時間

【必要量の見込】

サービス種類	居宅介護・重度訪問介護・同行援護 行動援護・重度障害者等包括支援	(人分/月)
平成 24 年度	6988.1 時間分	343 人分
平成 25 年度	7543.3 時間分	381 人分
平成 26 年度	8171.5 時間分	424 人分

【確保方策】

現在、利用されている区内訪問系サービス事業者は、26事業所あります。近隣の事業所の利用も可能であることから必要量に対するサービス提供量は確保されていると考えますが、引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、民間事業者等と連携して基盤整備を推進し、十分なサービス提供量を確保していきます。

また、事業者が適正な運営ができるよう情報提供等のバックアップをしていきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
 ※同行援護についてはこれらの事項に加え、平成23年10月1日以前の移動支援事業の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

参考：同行援護 移動支援の平成23年4・5月利用の平均時間数、人数の2割増

サービス種類	居宅介護※1	人※2	重度訪問介護※1	人※2	同行援護※1	人※2
23年3月実績	3185.5	218	1179	7	4月 1704 5月 1866	4月 69 5月 71
24年度	3667.1	251	1179	8	2142	84
25年度	4222.3	289	1179	8	2142	84
26年度	4850.5	332	1179	8	2142	84

※1 時間数

※2 人数の見込みは、居宅介護：前年度比15%増、重度訪問介護：継続、同行援護：移動支援実績

2 日中活動系サービス

(1) 日中活動系サービス全体の見込み

日中活動系サービスは入所または通所する者に対し、昼間の訓練、介護等を提供し、交流・仕事・社会参加の場など多面的な機会をつくりだすサービスです。これらのサービスには、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「療養介護」、「児童デイサービス」、「短期入所」および地域生活支援事業によって行われる地域活動支援センターで提供されるサービスが含まれます。

【必要量の見込】

平成22年度実績を基に、今後の需要増や施設の新体系移行、施設整備の状況等を勘案し、日中活動系サービス全体に対する必要量を見込みます。今後もゆるやかに利用が増えていくものと予測されます。

項目	数値
平成24年度	1,220人分
平成25年度	1,267人分
平成26年度	1,305人分

(参考) 3年間の目標数値 単位：人分

	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	295	300	305
自立訓練	26	28	30
就労移行支援	43	43	43
就労継続支援	380	390	400
療養介護	25	25	25
児童デイサービス	379	400	410
短期入所	72	81	92
合計	1,220	1,267	1,305

(2) 生活介護

【サービス内容】

常に介護を必要とする人に、日中において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、本区では区外の施設を含めた生活介護利用者は 228 人ですが、新体系移行により生活介護の利用が見込まれる者 63 人を含めると 291 人と推計されます。

新体系移行が終了する平成 24 年度以降は、特別支援学校の卒業生等の利用を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	6,053 人日分	295 人分	生活介護利用実績に、生活介護に移行していない事業所利用者数を加え、毎年、特別支援学校卒業者と転入者等が増加すると見込む。
平成 25 年度	6,156 人日分	300 人分	
平成 26 年度	6,259 人日分	305 人分	

(「人日分」＝「実績に基づく月間の利用人員」×実績に基づく月間の利用日数)

【確保方策】

平成 21 年度に区内の知的障害者通所更生施設(すみだ福祉保健センターはばたき福祉園 定員 48 人)と重度肢体不自由児(者)通所訓練所(特定非営利活動法人のぞみ 肢体不自由児者通所訓練所 定員 20 人)が生活介護に移行しました。生活介護は、急激に利用者が増えることはないものの毎年、新たな利用者が増えるサービスです。そのため、平成 22 年度に生活介護施設「すみだステップハウスおおぞら ひだまり」も開設しました。今後は、新規施設の利用を中心に区外施設も含め、関係機関との連携・調整を図り必要量を確保します。また、施設の利用定員の弾力化により、受入数の増加を図ります。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

(3) 自立訓練（機能訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練を行います。身体障害者が対象となります。

※現在、利用されている事業所は、国立障害者リハビリテーションセンター1か所です。

【必要量見込】

身体障害者を対象としており、それぞれの特性に応じ利用されるため、急激な利用増加は見込めない事業です。平成23年3月現在、本区ではいずれも区外で自立訓練（機能訓練）を1人が利用している他、旧法の更生施設を3人が利用しています。今後は、旧法施設の新体系移行と合わせて4人が自立訓練（機能訓練）を利用すると見込みます。

項目	数値	(人分/月)	考え方
平成24年度	71 人日分	4 人分	平成23年3月の利用実績：旧法通所更生系施設3人（57人日分）、自立訓練（機能訓練）1人（14人日分） 毎年度、利用者は変わるが、平均的に4名が利用
平成25年度	71 人日分	4 人分	
平成26年度	71 人日分	4 人分	

（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）

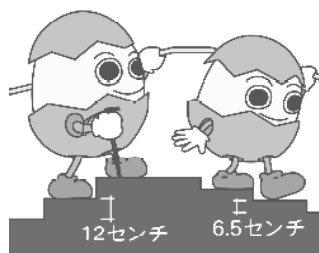
【確保方策】

入所施設の新体系への移行を把握し、関係機関と連携・調整を図ります。

現在、区内には、自立訓練（機能訓練）を提供している事業者はありません。引き続き、利用可能な施設の情報収集に努めていきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



(4) 自立訓練（生活訓練）

【サービス内容】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。知的障害者または精神障害者が対象となります。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、本区では区内民間事業所において 14 人、区外民間事業所において 8 人が自立訓練（生活訓練）を利用しており、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後のニーズ及び生活訓練事業の対象者と見込まれる者等を勘案して必要量を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	297 人日分	22 人分	平成 23 年 3 月利用実績：22 人（297 人日分）、4 月以降も継続して利用 平成 25 年度～平成 26 年度は、毎年利用者が 2 名の増加
平成 25 年度	312 人日分	24 人分	
平成 26 年度	338 人日分	26 人分	

（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）

【確保方策】

墨田区では平成 19 年 4 月から区内民間事業所においても自立訓練（生活訓練）事業を実施しており、事業者と連携・調整を図りながら引き続き必要量を確保していきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



(5) 就労移行支援

【サービス内容】

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、区内事業所で 10 人、区外事業所で 18 人が就労移行支援を利用しています。新体系移行や利用ニーズの増を見込むとともに、平成 23 年度に開設されたすみだ障害者就労支援総合センターの利用による増を勘案して必要量を見込みます。なお、就労移行支援事業は、一般就労等に向けた訓練の場であり短期間で利用者が入れ替わるため毎年度、同数を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	774 人日分	43 人分	平成 23 年度 3 月末実績 18 人+新規施設利用者 20 人+特別支援学校卒業生等の新規利用者 5 人=43 人 平成 23 年度 3 月末平均人日分：18 日分/月 18 人日分×43 人分=774 人日分
平成 25 年度	774 人日分	43 人分	
平成 26 年度	774 人日分	43 人分	
(「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)			

【確保方策】

本区では、平成 19 年 4 月から区内民間事業所において主たる利用者を精神障害者とした就労移行支援事業を実施しています。

平成 23 年度に開設するすみだ障害者就労支援総合センターの就労移行支援事業(定員 20 人)では、三障害すべての方が利用できるようになり、就労支援の強化を図ります。一般就労した後も、生活支援事業を通し離職の防止を図り、長く働き続けられるよう支援していきます。また、受け入れ側の企業等だけでなく、広く区民にも障害者の一般就労への理解と支援を得るための啓発を行います。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標、特別支援学校卒業生等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、平均的なサービス利用期間等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

(6) 就労継続支援（A型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

現在、区内に就労継続支援（A型）事業所はありませんが、雇用契約による福祉的就労のニーズを持つ人がいることは見込まれます。

平成 23 年度末の就労継続支援事業（B 型）の利用者は 221 人、そのうち、50 歳未満の身体障害者・知的障害 4 度の方、精神障害 3 級・通院医療のみの利用者を就労継続支援事業を利用する就労実現性の高い方とすると対象は 165 人となります。その対象者の 3 割では、50 人が目標数値となりますが、全国的に就労継続支援（A型）の事業所は少なく移行者が限られること、区内には企業による特例子会社が数社あり、直接、一般就労へとつながることも考えられます。これらの特性を考慮し、引き続き年間 10 人を目標値として見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	196 人日分	10 人分	就労継続支援事業利用者数全体から、墨田区 の特性を考慮し、引き続き年間 10 人を 目標値として見込む 人日分:平成 23 年 3 月末人日分平均 19.6 人日分/月×10 人分=196 人日分
平成 25 年度	196 人日分	10 人分	
平成 26 年度	196 人日分	10 人分	

「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」

【確保方策】

就労継続支援（A型）事業は、定員 10 名以上で事業開始ができることになっています。今後、区内においても民間事業者等の誘導を図り、十分なサービス提供量を確保できるよう努めます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の対象者(390 人)と見込まれる数の 3割(117 人)以上とすることが望ましい。

(7) 就労継続支援（B型）

【サービス内容】

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、区内に、12 か所の就労継続支援（B型）施設があり、区外の施設を合わせると利用者は 221 人です。新体系移行により就労継続支援（B型）の利用が見込まれる 65 人を含めると全体で 286 人になると推計されます。施設の利用可能な定員数は、区立 140 人、民間事業所 163 人、旧法施設 65 人と合計で 368 人となり、このうち他事業に移行する者を除き 360 人を基準として必要量を見込みます。

項目	数 値	(人分/月)	考え方
平成 24 年度	6,290 人日分	370 人分	平成 23 年度末 360 人+10 人（新規施設分 1/2） 人日分：平成 23 年度月実績 平均 17 人日×370 人=6,290 人日分
平成 25 年度	6,460 人日分	380 人分	平成 24 年度末 370 人+10 人（新規施設分 1/2） 人日分：平成 23 年度月実績 平均 17 人日×380 人=6,460 人日分
平成 26 年度	6,630 人日分	390 人分	平成 25 年度末 380 人+10 人（新規施設分） 人日分：17 人日×390 人=6,630 人日分

（「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数（利用率を加味）」）

【確保方策】

本区では知的障害者福祉法に基づく通所授産施設や法律に基づかない福祉作業所が、就労継続支援（B型）事業へと移行し、民間事業者による新たな就労継続支援（B型）事業施設も開設しました。

今後も、区内外の民間事業者等とも連携し十分なサービス提供量を確保していきます。

また、利用者の工賃アップや、スカイワゴンにおける「墨田区福祉作業所等ネットワーク《Kai》（カイ）」など就労継続支援事業者等のネットワーク支援、福祉就労系サービス事業所への官公需⑤の拡大についても取り組んでいきます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

(8) 療養介護

【サービス内容】

病状は安定していますが、吸引や装着している医療機器の管理などが必要なため、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での入院とあわせて機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【必要量見込】

本区では平成 23 年 3 月現在、療養介護事業利用者は 7 人です。

独立行政法人 下志津病院、社会福祉法人 東埼玉病院、独立行政法人 国立精神・神経センター武蔵病院を利用しています。一定の利用要件があるため、利用者が継続して利用するとして見込みます。また、重度心身障害児施設が障害者自立支援法に基づく療養介護事業所に移行した場合は、当該施設に入所していた 18 歳以上の者も見込み数に含まれることとなったため、平成 24 年度以降の対象者として見込みます。

項目	数 値	考え方
平成 24 年度	25 人分	これまでの利用実績（7 人）と＋重度心身障害児施設に入所している 18 歳以上の者（18 人）を踏まえ、利用者が継続して利用するとして見込む。
平成 25 年度	25 人分	
平成 26 年度	25 人分	

【確保方策】

今後もサービスを必要とする障害者やサービス提供事業者の状況の把握に努め、病院等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。



(9) 児童デイサービス

【サービス内容】

療育が必要な児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。障害者自立支援法に基づく児童デイサービスは、平成24年4月1日から、児童福祉法に基づく児童発達支援事業等と同じ法律効果が認められる（みなし移行）こととなり、本計画の対象外となりますが、本計画は、平成23年度中に策定するものであるため、現行の考え方で見込みます。

【必要量見込】

平成23年3月の実績では、区内2か所の児童デイサービス（みつばち園・にじの子）で延1,062人（実数347人）の児童が利用しました。発達障害など早期療育の重要性が認識されてきており、今後も利用者の増加も見込まれるため、墨田区基本計画の最終年の平成27年度までに区内施設の最大利用枠まで数値が伸びるとして見込みます。

項目	数値	(人分/月)	考え方
平成24年度	1,186 人日分	379 人分	平成23年3月実績から、平成28年3月には、区内2施設の利用が最大の1,560人日分となるよう見込む。
平成25年度	1,310 人日分	400 人分	
平成26年度	1,434 人日分	410 人分	

(「人日分」：月間の利用人員を推計し、それらの者に必要なサービス提供量を定める。)

【確保方策】

平成22年度の新たな児童デイサービス（にじの子）の開設により、より多くの児童の利用が可能となっています。今後は、関係機関と連携・調整するとともに、発達に心配がある、気になる段階での相談をはじめ、早期療育に努めます。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害児のニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び量の見込みを定める。

(10) 短期入所

【サービス内容】

自宅で生活をしていて介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

区内では、「すみださんさんる一む」「すみだ青年の家」「あとむ」が短期入所を実施しています。人分は、平均実績を基準とし、平成20年度～平成23年度の平均前年度比13%増とします。人日分は、利用日数の平均実績を基準とし実績による増加を見込みます。区内通所施設のアンケート調査結果（回答者数351人）の1割が「利用したい」と回答していることから利用意向は高いと考えられます。

実 績	時 期	数 値
	平成22年3月	49人(436人日分)
	平成23年3月	44人(606人日分)

項 目	数 値	(人分/月)	考 え 方
平成24年度	994人日分	72人分	現時点の実績(72人)を基準とし毎年、前年比13%増として必要量を見込む。
平成25年度	1,118人日分	81人分	
平成26年度	1,270人日分	92人分	

(「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数(利用率を加味)」)

【確保方策】

利用希望の多い事業ですが、前計画期間中には区内に1か所の事業所しかなく利用しにくい状況がありました。平成23年度には、「すみだ青年の家」「あとむ」が短期入所を開始しました。今後も引き続き個々の障害の状況や必要性に応じてきめ細かいサービスを提供できるよう、区外を含めた民間事業所等を活用資源として、十分なサービス提供量を確保します。

【国の基本指針】

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。

《参考》平成23年3月、短期入所利用者数 区内利用率 人分18.9% 人日分3.4%

区域・施設数	人分	人日分
区内(1か所)	7	20
区外(25か所)	37	586
合 計	44	606

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助・共同生活介護

【サービス内容】

共同生活援助（グループホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。共同生活介護（ケアホーム）は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【必要量見込】

平成 23 年 3 月現在、本区では 115 人がグループホーム・ケアホームを利用しており、その数は増加しています。区内では、現在の利用者数に入所施設からの地域移行や入院中の精神障害者のうち地域生活に移行する者の数等を勘案して、必要量を見込みます。

項目	数 値	考え方
平成 24 年度	165 人分	地域生活移行等により年 10 人増を見込む。
平成 25 年度	175 人分	
平成 26 年度	185 人分	

【確保方策】

平成 23 年 3 月現在、区内にはグループホーム・ケアホームが、19 ヶ所あり、区外でも 42 事業所を区民が利用しています。平成 23 年度中に新体系移行が終了するため、施設入所者のグループホーム・ケアホーム移行が促進され、その後はゆるやかに増加することが予測されます。今後は、各事業所とも連携を図り、十分なサービス提供量を確保していきます。

グループホーム・ケアホームの整備については、障害者が地域生活に移行する上で必要なものであり、今後とも本区では補助事業等を通じ、民間事業者の誘導を図り計画的な整備促進に努めていきます。

なお、平成 23 年 5 月に区内に初めて重度身体障害者のグループホーム・ケアホーム「すずらん」（定員 10 名）も開所しています。

【国の基本指針】

福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。

(2) 施設入所支援

【サービス内容】

施設に入所する必要がある障害者を対象に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う施設入所支援を提供します。

【必要量見込】

第1期・第2期計画では、平成17年10月時点の施設入所者数203人を基礎として、1割以上に当たる21人が地域生活に移行することを目標とし、ケアホーム等での対応が困難な人など新規利用者数を同数の21人として、新体系移行が完了する平成23年度末には203人となるよう必要量を見込みました。東京都では、削減は困難として、平成17年10月1日現在の入所数を利用者数としています。

本区においても、地域生活移行の一方、施設での生活の希望者があり、実績減とまらない状態は変わりません。そのため、本計画でも、平成17年10月1日時点の入所者数を必要量として見込みます。

なお、この項目については、施設に入所している人の全体数を必要量の見込みとしています。

項目	数値	考え方
平成24年度	203人分	地域生活移行の一方、施設入所の希望者もいるため、実績減とはならないとして、平成17年10月1日時点現入所者数とする。
平成25年度	203人分	
平成26年度	203人分	

【確保方策】

入所施設等の関係機関と連携・調整を図りながら必要量の確保に努めます。

【国の基本指針】

第1期計画時点の施設入所者数を基礎(203)として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数(21)を控除した(182)上でケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。

なお、当該見込数は、平成26年度末において、第1期計画時点の施設入所者数(203人)の1割(20人)以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

4 相談支援

【サービス内容】

入所施設利用者、病院から地域生活に移行する障害者や単身で生活しているために自ら福祉サービスの利用調整が困難な障害者を対象に、サービス利用の相談や調整・情報の提供等を通し、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう相談支援を行います。

(1) 計画相談支援

平成 24 年 4 月 1 日に予定されている障害者自立支援法一部改正の施行に伴い、計画相談支援として「サービス利用支援」「継続サービス利用支援」が創設されます。これにより障害福祉サービスの支給決定を受ける者にはサービス等利用計画（ケアプラン）の作成が必要となります。

【必要量見込】

障害福祉サービス利用者すべてに、3 年間（経過措置期間）で計画相談支援（ケアプラン作成）ができるように月ごとの数値を見込みます。また、ケアプラン作成後の定期的な評価を行う継続サービス利用支援（モニタリング）の月ごとの数値も見込みます。

項目	計画相談支援	継続サービス利用支援	数値(合計)	考え方
平成 24 年度	64 人/月	49 人/月	113 人/月	段階的に計画を策定し、最終年には利用者全員（現利用者 1225 人及び新規利用者）にプランが作成できるよう見込む。
平成 25 年度	40 人/月	50 人/月	90 人/月	
平成 26 年度	45 人/月	44 人/月	89 人/月	

※ 児童デイサービスのみを利用している児童は、数値に含まれていません。
参考：平成 21～23 年度数値 毎年度 10 人（必要量：340 人の 3%）

(2) 地域相談支援

平成 24 年 4 月 1 日に施行が予定されている障害者自立支援法一部改正に伴い、地域移行への取組みを強化するため、これまで補助事業として実施されてきた地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が新たに法内のサービスに位置づけられました。

① 地域移行支援 【必要量見込】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

項目	数値	考え方
平成 24 年度	7 人/月	Ⅲ－1 施設入所者の地域生活への移行(15 ページ)3 人/各年度と第 2 期までの「入院中の精神障害者の地域生活への移行」実績数に基づいた見込数 4 人/各年度を合算し見込む。
平成 25 年度	7 人/月	
平成 26 年度	7 人/月	

② 地域定着支援 【必要量見込】

居宅で一人暮らししている地域生活が不安定な障害者等に対する、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

項目	数 値	考 え 方
平成 24 年度	10 人/月	地域移行支援の数値（7人）に、親元から離れて 単身生活を始める者等（3人）を加え見込む。
平成 25 年度	10 人/月	
平成 26 年度	10 人/月	

【確保方策】

障害福祉サービス事業所と連携・調整を図りながら、必要量の確保に努めます。

今後は、この制度の周知に努めるとともに、指定一般相談支援事業所・指定特定相談事業所を確保し、ニーズにあった計画的な支援を受けられるよう、相談支援事業者の質の向上と相談支援体制の整備に努めていきます。

【国の基本指針】

計画相談支援（利用者数の算定に当たっての基本的な考え方 平成23年12月27日）

- 1 計画相談支援の利用者数は、平成24年度から施行後3年間で計画的に、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児の人数が対象となるように見込むこと。
- 2 新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市町村長が必要と認める者を優先して拡大すること。
- 3 現状の相談支援専門員数や今後の相談支援専門員数の増加見込みを考慮して利用者数を計画的に拡大すること。
- 4 指定特定相談支援事業者の業務量を考慮し、サービス利用支援及び継続サービス利用支援の月ごとの利用者数ができる限り平準化するように見込むこと。
- 5 障害福祉計画における継続サービス利用支援については、以下の期間と対象者数を参考に月ごとの利用者数を算定する。
 - (1) 在宅の障害福祉サービス利用者
 - ① 現行のサービス利用計画作成費の対象者等（1割程度見込む） → 毎月実施
 - ② ①以外の者（9割程度見込む） → 6ヶ月ごとに1回実施
 - (2) 施設入所者 → 1年ごとに1回実施

地域移行支援

- 1 施設入所者や入院中の精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
- 2 設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が、対象者数及び量を見込むこととする。

地域定着支援

居宅において、単身である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。